

福島市木造住宅耐震診断促進事業 耐震診断希望者募集（令和6年度）

地震による住宅被害を防止するためには、耐震性を確保する必要があります。このため、「昭和56年以前の旧耐震基準で建てられた戸建て木造住宅」を対象に、耐震診断者を派遣します。

今回の耐震診断を契機に、耐震化工事の実施を是非ご検討ください。

1、募集戸数及び対象地域

募集戸数 50戸程度（抽選） 対象地域 市内全域

2、対象となる住宅

- (1) 所有者が自ら居住するまたは居住する予定の専用若しくは併用住宅（住宅の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2以上のもの）であること。
- (2) 昭和56年5月31日以前に着工された住宅（昭和56年6月以後に増改築された住宅を除く）
- (3) 在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法により建築された3階建て以下かつ400㎡未満の木造住宅
※枠組壁工法のうち、ハウスメーカー独自の工法によって建築されているものは、診断が実施できない場合があります。
- (4) 過去に、福島市による耐震診断等を受けていない住宅

※屋内の調査（検査）が不可能な場合は、診断が実施できません。
調査日の日程調整にご協力ください。

3、補助金額

面積に関わらず、156,000円を補助します。

（耐震診断の料金は、おおむね21万円～30万円です。）

※診断結果の説明終了時に、補助金額を除いた残りの費用を派遣された耐震診断者に直接お支払いください。

住宅の延床面積・建物平面図の有無	お支払い目安（税込）
200㎡未満・図面あり	55,000円
200㎡未満・図面なし	75,000円
200㎡以上・平面図あり	125,000円
200㎡以上・平面図なし	145,000円

4、申込方法・問い合わせ先等

(1) 募集受付 令和6年3月4日(月)～4月5日(金)まで(抽選)

※予算額に満たない場合は2次募集を行う可能性があります。

(2) 必要書類及び申込方法

①～⑤の書類をご用意いただき、住宅政策課へご提出ください。

① 「木造住宅耐震診断者派遣申込書」

② 案内図

③ 平面図

④ 建築時期ならびに床面積がわかるもの(建築確認通知書の写し、又は
謄本の写し、又は固定資産税納税通知書の写し等)

⑤ 建物全景写真(2面程度)

⑥ 同意書

※居住する予定の場合は、売買契約書等の写し、すみやかに居住することを示した誓約書等を添付する必要があります。

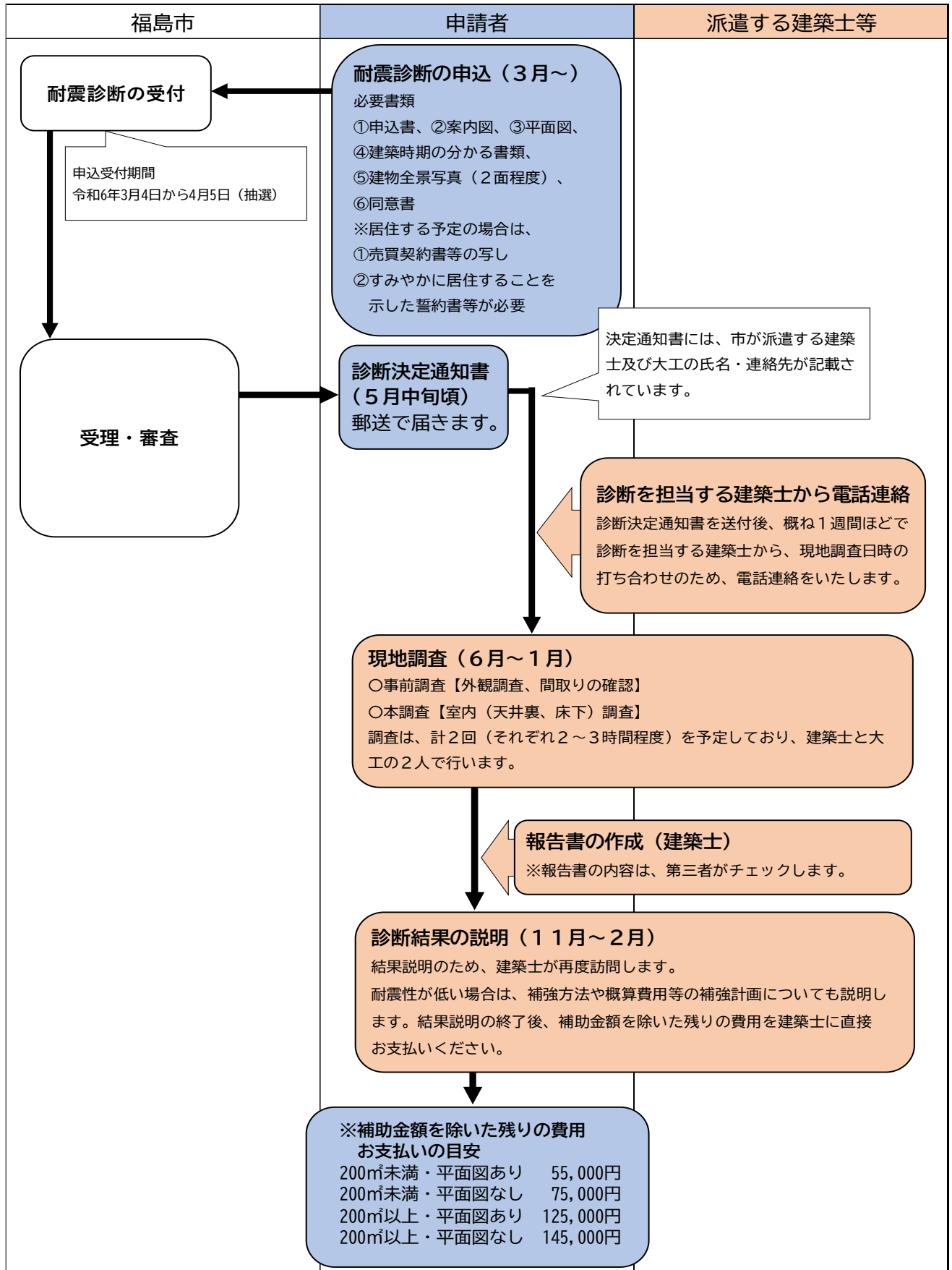
※市ホームページよりオンライン申請も可能です。

(3) 問い合わせ先

福島市役所6階 住宅政策課住宅政策係

☎(直通)024-525-3734

木造住宅耐震診断促進事業の流れ



●●●●● 点検商法にご注意！！ ●●●●●

最近、「点検」を理由に来訪する業者が増えています

「もう修理できない」「このままでは危ない」など、消費者の不安をあおり、事実とは違う話をして、工事や商品、清掃などのサービスを勧めます。

断りきれずに、屋根や外壁の修理など高額なリフォーム工事や床下換気扇を契約してしまったり、「無料」と言われたはずが予想外の料金請求をされてしまうトラブルも増えています。契約はくれぐれも慎重に！



●まず、相手の用件を確認しましょう！

●必要なければ玄関を開けないで！●

かたり商法・・・公的機関を装って

- ★「市の方から無料耐震診断に来ました」と言って屋根などを勝手に点検し、「このままでは地震で家が壊れる」と補強工事を強く勧める
- ★ 消防署員と名乗り、「6月から住宅用火災警報器の設置が義務付けられた」と購入を勧める

次々販売・・・ひとりの消費者に業者が次々と

- ★無料点検をきっかけに、床下換気扇や浴室のリフォーム工事などの契約を次々に勧める



突然に遠くから来訪し、契約を急がせる業者には注意しましょう！

その場で契約をしないで、よく考えましょう！

必要なければきっぱりと断りましょう！

困ったときはすぐ相談！

福島市消費生活センター 福島市本町2番6号（ウィズ・もとまち2階）

相談専用☎522-5999

月～金 9:00～16:00 祝日・年末年始を除く